

委託仕様書

第1章 業務の概要

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1.1 件 名 | 都立荻窪高等学校外6校 建築物等定期点検業務委託 |
| 1.2 履行場所 | 東京都杉並区荻窪5-7-20 都立荻窪高等学校外6校 |
| 1.3 対象施設 | 別紙1「対象校一覧」のとおり |
| 1.4 契約期間 | 契約確定の日の翌日から令和7年12月15日まで |

第2章 総則

- | | |
|-----------|--|
| 2.1 目的 | 本業務は、建築基準法第12条及びこれに関係する施行令・告示等に基づき建築物等の定期点検を行う業務である。また、文部科学省指針に基づき非構造部材の点検を同時に行う。本業務の点検結果をもとに、施設管理者が正しく建築物等の実態を把握するとともに、建築物等の保全に資することを目的とする。 |
| 2.2 適用範囲 | <p>(1) この委託仕様書は、都が保有する建築物等の建築基準法第12条及びこれに関係する施行令・告示等に基づく定期点検業務及び文部科学省指針に基づいた非構造部材の点検業務の委託に適用する。</p> <p>(2) この委託仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。</p> <p>(3) 契約書に定められた事項以外は、本委託仕様書（図面、機器リスト等を含む。）に定めるところによる。</p> <p>(4) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、それらに相違がある場合の優先順位は、次のアからイの順番どおりとする。</p> <p>ア 契約書</p> <p>イ 本委託仕様書</p> |
| 2.3 用語の定義 | <p>この業務委託仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「保全監督員」とは、建築物等の管理に携わる者（本業務においては、対象校の経営企画室の施設業務を担当する者）をいう。</p> <p>(2) 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者又は契約書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。</p> <p>(3) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために、保全監督員との連絡調整を行う現場における受託者側の責任者で、受託者が委託者に通知した者をいう。</p> <p>(4) 「業務を行う者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受託者側の担当者をいう。</p> <p>(5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務を行う者を総称していう。</p> <p>(6) 「保全監督員の指示」とは、保全監督員が受託者等に対し、業務の実施上必要な事項を書面で示すことをいう。ただし、緊急時において、保全監督員が、口頭で指示する場合を含むものとする。</p> <p>(7) 「保全監督員の確認」とは、業務の各段階で、受託者等が確認した作業状況及びその他の対応措置の結果等について、保全監督員が立会い又は受託者等の報告に基づき、その事実を確認することをいう。</p> <p>(8) 「保全監督員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び確</p> |

	認等を行うため、保全監督員がその場に臨むことをいう。 (9) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。 (10) 「契約図書」とは、契約書及び委託仕様書をいう。 (11) 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対して書面をもって知らせることをいう。 (12) 「報告」とは、受託者等が委託者又は保全監督員に対し、業務の結果又は業務上必要な事項を書面で示し、説明することをいう。 (13) 「提出」とは、受託者等が委託者又は保全監督員に対し、書面又は資料を説明し、差し出すことをいう。 (14) 「関係法令等」とは、業務の実施に当たり守るべき法令、条例及び規則、並びにその他行政機関が公示し、又は発する基準、指針、通達等をいう。
2.4 疑義に対する協議等	「2.2 適用範囲 (4)ア及びイ」の内容に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議を行う。
2.5 関係法令等の遵守	業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守する。 また、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行う。
2.6 受託者の負担の範囲	(1) 契約図書及び契約図書において適用することが定められている図書類のうち、業務の施行に必要なものについては、受託者の負担において整備する。 (2) 保全監督員の確認又は保全監督員の立会いを受けるに当たっては、その確認又は立会いに必要な資機材及び労務等を提供するものとし、これに直接要する費用は、受託者の負担とする。 (3) 業務の実施に必要な材料、工具、計測機器、作業用機械器具等の資機材、足場及び仮囲い等は、受託者の負担とする。 (4) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受託者の負担とする。 (5) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附随業務は、受託者の負担において行う。
2.7 業務責任者	(1) 受託者は、業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、委託者に通知しなければならない。 なお、業務責任者を変更する場合も同様とする。 (2) 業務責任者は、業務を行う者を指揮監督するとともに、委託者及び保全監督員との連絡を密にし、適正な業務の施行に努めるものとする。 (3) 業務責任者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者とする。 (4) 業務責任者は、自ら業務を行うことができる。 なお、この場合は、「2.8 業務を行う者」による。
2.8 業務を行う者	建築基準法により業務を行う者の資格が定められており、当該資格を有する者が業務を行う。
2.9 再委託	(1) 受託者は、調査業務における総合的な企画及び判断並びに委託業務遂行管理について、再委託することはできない。 (2) 受託者は、(1)の業務及び簡易な業務を除き、調査業務の一部を再委託する場合には、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。 また、再委託先（以下「協力会社」という）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。 (3) 受託者は、(2)の業務を再委託する場合は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。

	(4) 受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。受託者は、業務の一部を協力会社に依頼する場合、依頼する業務の内容、協力会社の業務執行体制、経歴等について委託者及び保全監督員に通知しなければならない。
2.10 別契約の関連委託等	当該施設に関する別契約の受託者等と相互に協力し、当該施設の運用等に関して、円滑な進行に配慮する。
2.11 契約図書等	契約図書及び業務関係図書を業務以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、市販されている場合又はあらかじめ保全監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
2.12 守秘義務	業務上知り得た委託者及び当該施設に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約解除後及び契約期間満了後においても同様とする。
2.13 提出書類	(1) 委託者又は保全監督員に提出する書類の様式等は、指定の様式又は委託者又は保全監督員の指示による。 (2) 本委託仕様書において書面により行わなければならないとされている指示、承諾、協議については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
2.14 控室、持ち込み備品等	(1) 業務関係者の控室の供用は行わない。 (2) 業務に係る持込み備品等は、保全監督員の承諾を得る。 なお、それらに要する光熱水費は、委託者が負担する。
2.15 共用施設等の利用	(1) 施設内の便所等の一般共用施設は利用することができる。使用場所は、保全監督員の指示による。 (2) 施設の駐車場の利用に当たっては、保全監督員の指示に従わなければならない。 (3) 東京都受動喫煙防止条例(平成 30 年東京都条例第 75 号)に基づき、建物内及び敷地内は禁煙とし、受動喫煙防止を図ること。また、施設周囲での喫煙も行わないこと。
2.16 作業用仮設物、危険物等	(1) 足場、仮囲い等を使用する場合は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」(平成 5 年建設省経建発第 1 号)に従い、適切な材料及び構造のものとする。 (2) 業務で使用するガソリン、薬品その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。 (3) 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」(令和 5 年厚生労働省基発第 1226 第 2 号)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。ただし、手すり先送り方式は採用しない。
2.17 持込み資機材	受託者が持ち込んだ資機材は、毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、保全監督員の承諾を得たときは、残置することができる。 なお、残置資機材の管理は、受託者等の責任において行う。

2.18 打合せ及び記録	(1) 受託者は、業務を適性かつ円滑に実施するため、業務の方針、条件等について、委託者及び保全監督員と密接に連絡をとるものとする。 (2) 受託者は、委託者または保全監督員が必要に応じて進捗状況等の報告を求めた際は、速やかにこれに応じなければならない。
2.19 資料の貸与	(1) 受託者は、委託者及び保全監督員が貸与可能と判断した資料について借用することができる。 (2) 受託者は、業務完了時に速やかに借用資料を返却しなければならない。
2.20 感染症対策	社会情勢を踏まえた適切な新型コロナウイルス等の感染症対策をおこなうこと。

第3章 業務の実施

3.1 業務計画書	(1) 受託者は、業務の実施に先立ち、委託者と協議の上業務計画書を作成し、委託者に提出する。 また、業務計画書を変更する場合も同様とする。 (2) 業務計画書には、次の事項を記載する。 - ア 業務管理体制 - イ 実施工程計画 - ウ 業務を行う者の資格を証明する資料 - エ その他必要な事項
3.2 作業計画書	業務責任者は、事前に各対象校の保全監督員と十分な打合せを行い実施日時を決定した上で、業務計画書に基づき、作業別に実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務を行う者の氏名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に委託者に提出する。
3.3 業務管理	契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、工程、安全等の業務管理を行う。
3.4 業務条件	(1) 業務を行う日及び時間は、原則次による。 平日(開庁日：月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く。)) 9時00分～16時45分 なお、実施日については、保全監督員と別途協議するものとする。 (2) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ保全監督員の承諾を受ける。
3.5 火気等の取扱い	作業に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ保全監督員の承諾を得るものとし、その取扱いには十分注意する。
3.6 出入り禁止箇所	業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
3.7 業務の実施	業務は、契約図書及び業務計画書並びに委託者及び保全監督員の指示に従って適切に行うほか、次による。 (1) 業務を行うに当たっては、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切な養生を行う。 (2) 点検は、人間の五感、計測機器等を用いて適切に行い、劣化又は異常の状

	態を見極める。また、第4章で指定する基準等に基づき実施する。 (3) 業務の一工程が終了したときは、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。 (4) 業務の実施に伴い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受託者の責任において原状回復する。 (5) 点検を行う場合には、あらかじめ保全監督員や施設管理者等から建築物の状況、履歴、管理体制等についてヒアリングし、計画通知書やしゅん功図書等の書類調査を行う。 (6) 点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に委託者と協議する。 なお、次に示す部分等は、点検を省略できる。ただし、双眼鏡等を使用し、安全に目視が行える部分はその方法をもって点検する。 ア 容易に出入りできる点検口の無い床下又は天井裏にあるもの イ 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの ウ 屋上、ベランダ等の手すり又は柵等の外に出なければ点検が不可能なもの エ 高所又は離れた場所にあり、目視又は指で触る等による点検が不可能な部分 オ 足場のない給気又は排気のための塔 カ 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの キ 地中に埋設及び仕上材又は被覆材で覆われている部分 ク 水中に常時没している部分で、水抜きが困難な部分 ケ その他、点検の実施により、点検者や第三者に危険が生じる部分 (7) 他の点検結果等 消防法等の他の法令に基づき別途行っている各種点検報告がある場合は、その記録が適正であることを確認したうえで、本業務の点検に変えることができる。この場合、採用する各種点検記録等の写しを本業務の点検記録に添付し、委託者及び保全監督員に提出する。
3.8 点検に伴う 注意事項	(1) 点検の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。 (2) 点検の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、保全監督員の承諾を受ける。 (3) 劣化により、落下、飛散等のおそれがある場合は、速やかに保全監督員に報告する。
3.9 服装等	(1) 業務関係者は、業務に適した服装、履物で業務を行う。 (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。
3.10 危険防止の 措置	(1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行うとともに、危険な場所には必要な安全措置をとり、事故の防止に努める。 (2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を保全監督員に報告の上、当該措置をとり、事故発生を防止する。
3.11 業務の報告	(1) 業務の実施状況、結果等の記録については、報告書としてまとめ、速やかに委託者及び保全監督員に提出する。 なお、報告書には、それらの状況等を示す写真又は図面等を添付し、簡潔に整理する。 (2) 報告の時期及び報告書の様式、添付する写真又は図面等の数量、提出の方

法及び時期等は、本仕様書に定めがない場合は、委託者の指示による。

(3) 写真帳

調査において劣化が見られる箇所については、劣化の状況や範囲が把握できるよう写真撮影を行い、所見とともに整理する。

なお、写真は以下により撮影し写真帳を作成する。

ア 学校ごとに1棟以上の全景及び点検状況を撮影する。写真には学校名、棟名、点検日を記入した黒板等を含めて撮影する。

イ 点検中に発見した問題箇所を撮影する。この写真には問題箇所に関するコメントを簡潔に記載し添付すること。

ウ 写真はA4判の写真帳により提出する。写真帳はインデックス等を用いて分かりやすく整理すること。

エ デジタルカメラを使用する場合は、有効画素数 500 万画素以上で撮影すること。

(4) 報告書は、学校別に取りまとめ、見出し等をつけて分かりやすく作成すること。

3.12 環境により
良い自動車
の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

第4章 対象業務

4.1 対象業務

次の(1)から(6)の項目を、対象業務とする。

※点検業務については「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法および結果の鑑定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和6年6月28日国土交通省告示第974号）（令和7年1月29日国土交通省告示第53号）」のとおり、改正告示が施行される令和7年7月1日以降に実施すること。

本告示改正に伴う別紙7から別紙14の様式改正は現在東京都において調整中であり、本仕様書に添付されている様式は告示改正前のものとなっているため、実際の点検に当たっては、告示改正の内容を反映して実施すること。なお改正後様式については、契約締結後、委託者から受託者へ提供する。

(1) 建築基準法第12条第2項の規定による建築物の敷地及び構造の定期点検
本点検は、別紙1の「建築物」の欄に「○」がついている学校を対象とする。

点検項目、方法及び判定基準は、別紙13分類A（*）・BC及びCと記載された項目とする。

また、窓サッシについては、別紙13項目に加え、引違い窓、片引き窓については施錠時にクレセントがきちんとかかるか、ガラス戸及び網戸がスムーズに開閉するか、全閉施錠時にガラス戸及び網戸にがたつきがないかを点検し、すべり出し窓、内倒し窓については、ロックがきちんとかかるか、ガ

ラス戸及び網戸がスムーズに開閉するかを点検する。加えて、窓枠の歪み及び外れ止めの損傷の有無も点検する。点検は、一般財団法人日本建築防災協会が定める「特定建築物定期調査業務基準（2025年改訂版）」に基づき行う。

- (2) 別紙13「2建築物の外部（11）（い）外装仕上げ材等」のうち「タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況」の「（ろ）調査方法」ただし書き以降に記載されている、10年に1回実施する外壁の全面調査については、別紙1の「外壁調査」の欄に「○」がついている学校の棟を対象とする。

本調査は、J A I R A日本赤外線劣化診断技術普及協会「特殊建築物等定期調査における外壁の劣化損傷状況の赤外線調査ガイドライン（平成23年4月）」同等の規定に基づき実施する。なお、赤外線による調査を原則とするが、対象建物の付近に同調査の支障となる樹木がある等、赤外線調査の実施が難しい箇所があることが判明した場合には、当該箇所については、テストハンマーを使用して打診による調査を実施すること。

調査において、外壁の損傷等事故が予測される危険箇所を発見した場合は、遅滞なく当該校の保全監督員に連絡し事故防止に努める。

本業務で使用する赤外線カメラは、温度分解能0.1℃以下（@30℃、30Hz）であり、かつ320×240画素以上のものを使用すること。

また撮影は、対象壁面で25mm/pixの解像度を有するよう行うこと。

- (3) 建築基準法第12条第4項の規定による建築設備（昇降機を除く）の定期点検

本点検は、別紙1の「建築設備/防火設備」の欄に「○」がついている学校を対象とする。

点検項目、事項、方法及び判定基準は、別紙9のとおりとする。

また、非常用照明設備点検については、別紙1の「定時制」の欄に「○」がついている学校のみ対象とする。

点検は、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが定める「建築設備定期検査業務基準書」に基づき行う。

- (4) 建築基準法第12条第4項の規定による防火設備の定期点検

本点検は、別紙1の「建築設備/防火設備」の欄に「○」がついている学校を対象とする。

点検項目、事項、方法及び判定基準は、別紙11のとおりとする。

対象設備は別紙1一覧による。

また、点検時に発生した不具合（防火シャッターを降ろしたところ、復旧不能となり、閉鎖したままの状態になってしまった等）が発生した場合に備えて、その場で直ちに原因究明及び応急処置ができる知識・経験・技術を有する者が点検又は点検に同行するよう体制を整えること。

点検は、一般財団法人日本建築防災協会が定める「防火設備定期検査業務基準」に基づき行う。

- (5) (3)及び(4)の点検した箇所については、平面図にその箇所を記し、番号を付すこと。

また、別紙4「学校別設備一覧」を作成し、提出すること。

この調査に必要な平面図は調査対象の学校から提供する。

- (6) 文部科学省指針に基づく非構造部材の点検

本点検は、別紙１の「建築物」の欄に「○」がついている学校を対象とする。

点検項目は、別紙１５「点検チェックリスト（学校設置者用）」のとおりとする。別紙１５に点検方法及び結果を記入の上、点検結果Ｃの場合は該当の部屋名等を記載するとともに、項目ごとに状況が判断できる写真帳及び異常が認められる箇所を箇所を図示した点検結果図面を別途作成すること。

点検方法については、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）・（追補版）」に準拠すること。

上記（１）から（４）と重複する調査項目については、（１）から（４）の点検結果を利用して差支えない。

第５章 成果物及び支払い

5.1 成果物の提出

（１） 受託者は、業務が完了したときは、委託者へ遅滞なく次の成果物を提出する。

ア 実施一覧（別紙３）

イ 学校別設備一覧（別紙４）

ウ 学校別不良箇所一覧（別紙５）

エ 学校別写真帳（別紙６）

オ 学校別点検結果図（別紙７）

カ 学校別調査結果図（別紙８）

キ 学校別点検記録（別紙１０、１２、１４）

ただし、該当のない設備がある場合は単に点検記録の作成を省略するのではなく、設備の有無が分かるようにすること。

ク 点検チェックリスト（別紙１５）

ケ 非構造部材点検写真帳（任意様式）

コ 非構造部材点検結果図（任意様式）

サ 学校別外壁赤外線調査報告書（外壁調査対象校のみ）

・ 赤外線画像図及び可視画像図を添付すること。

・ 図面上に外壁の異常部（剥離、白華、ひび割れ、浮き等）の位置を記入した立面図を添付すること。また、赤外線調査範囲を壁面ごとに図示すること。なお、打診調査を行った場合は、打診範囲を別途図示すること。

・ 調査対象学校の調査結果一覧表（別紙１６）を添付すること。

※緊急に修繕すべき箇所が判明した場合には、調査結果報告によらず、別途速やかに、委託者及び保全監督員へ報告すること。

シ 上記アからサまでの電子データ（DVD-R 又は CD-R）

（２） 成果物の提出は、下記のとおりとする。

ア 報告書（印刷物）：２部（センターへ正本１部、各対象校の保全監督員へ副本１部）

なお、各対象校への報告書の納品時には受領確認書（別紙２）を同封すること。

イ 報告書（電子データ）：２部（センターへ２部）

記録媒体は、原則として DVD-R 又は CD-R とし、東京都が使用する標準的なソフトであるマイクロソフト社製「Office」を用い、参照・加工可能な形式とする。ただし、これによることができない場合は、委託者と協議を行わなければならない。

（３） 様式右上部に「学校名」「場所」と記載がある場合は、各学校名・各場所を記載すること。

（４） 報告書は、以下の順で綴ること。

ア 全体書類

(ア) 別紙 3 「実施一覧」

イ 建築物等定期点検

(ア) 別紙 4 「学校別設備一覧」

(イ) 別紙 5 「学校別不良箇所一覧」

(ウ) 別紙 6 「学校別写真帳」(不良箇所を撮影。)

(エ) 別紙 7 「学校別点検結果図」

(オ) 別紙 8 「学校別調査結果図」

※ (ア) から (オ) は学校ごとに 1 部作成。

(カ) 別紙 10 「学校別点検記録」(建築設備)

(キ) 別紙 6 「学校別写真帳」(棟全景及び建築設備点検状況を撮影。)

(ク) 別紙 12 「学校別点検記録」(防火設備)

(ケ) 別紙 6 「学校別写真帳」(棟全景及び防火設備点検状況を撮影。)

(コ) 別紙 14 「学校別点検記録」(建築物)

(サ) 別紙 6 「学校別写真帳」(棟全景及び建築物点検状況を撮影。)

※ 複数棟の学校の場合は棟ごとに(カ) から(サ) の順に綴る。

ウ 非構造部材点検

(ア) 別紙 15 「点検チェックリスト」

(イ) 非構造部材点検写真帳(任意様式)

(ウ) 非構造部材点検結果図(任意様式)

エ 外壁調査(対象校のみ)

(ア) 別紙 16 「調査結果一覧表」

(イ) 赤外線画像図及び可視画像図

(ウ) 立面図

※ 学校ごとにイからエの順に綴る。

(5) 電子データの提出においても(4)と同様とすること。

5.2 検査

(1) 受託者は、委託者に対し、完了届により業務の完了を通知するときまでに、各種書類を委託者に提出しておかなければならない。

(2) 受託者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立ち会わなければならない。

5.3 支払い

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払う。

(問合せ先)

東京都中部学校経営支援センター

管理課 経理第一担当

TEL 03-3469-9785

対象校一覧

	学校名	住所	防火扉 S・W	防火 シャッター	定時制	建物名称	面積	建築物	建築設備 防火設備	外壁調査
1	都立荻窪高等学校	杉並区荻窪5-7-20	17	3	○	校舎棟	7,104 m ²	○	○	○
						体育館棟	1,650 m ²	○	○	○
						部室等	826 m ²	○	○	○
2	都立総合工科高等学校	世田谷成城9-25-1	19	25	○	教室棟	3,639 m ²	○	○	○
						実習棟	1,092 m ²	○	○	○
						実習棟(自動車棟)	1,271 m ²	○	○	○
						体育館棟	1,856 m ²	○	○	○
						食堂棟	1,103 m ²	○	○	○
						実習棟(機械棟)	2,350 m ²	○	○	○
						実習棟(情報通信棟)	1,669 m ²	○	○	○
						格技棟	2,112 m ²	○	○	○
						管理棟	4,816 m ²	○	○	○
						実習棟(建築都市工学棟)	1,866 m ²	○	○	○
3	都立杉並工科高等学校	杉並区上井草4-13-31	26	10	－	体育館棟	1,119 m ²	○	○	○
						部室棟	240 m ²	○	○	○
						A棟	3,797 m ²	○	○	○
						B棟	1,636 m ²	○	○	○
						ホール・昇降口	1,622 m ²	○	○	○
						C棟	6,712 m ²	○	○	○
						調理棟	250 m ²	○	○	○
						実習棟	3,763 m ²	○	○	○
4	都立中央ろう学校	杉並区下高井戸2-22-10	18	7	－	教室・特別教室棟(B棟)	1,679 m ²	○	○	○
						教室・特別教室棟(C棟)	2,397 m ²	○	○	○
						体育館棟	836 m ²	○	○	○
						管理・特別教室棟(A棟)・渡り廊下	2,589 m ²	○	○	○
5	都立久我山青光学園	世田谷区北烏山4-37-1	20	18	－	視聴覚部門棟(寄宿舎含む)	8,287 m ²	○	○	○
						知的部門棟	7,238 m ²	○	○	○
6	都立神代高等学校	調布市若葉町1-46-1	14	0	○	校舎棟	9,600 m ²	○	○	－
						体育付属棟	1,700 m ²	○	○	－
						体育館・武道場棟	3,142 m ²	○	○	－
7	都立狛江高等学校	狛江市元和泉3-9-1	19	13	－	校舎棟	10,169 m ²	○	○	－
						体育館棟	2,622 m ²	○	○	－
						サブアリーナ棟	3,247 m ²	○	○	－

※「防火扉S・W」及び「防火シャッター」の数値は学校ごとの合計値を示す

※現況と異なる場合は現況を優先する

受領確認書

契約番号	
件名	
受託者(会社名)	
履行場所(学校名)	

上記契約に係る成果物を確かに受領いたしました。

保全監督員 職・氏名	(受領日:令和 年 月 日)
------------	----------------

【受領確認書の流れ】

- 1 受託者は、受領確認書を作成し、成果物と共に学校担当者に提出する。
- 2 学校担当者は、内容を確認し、「保全監督員 職・氏名」欄に署名及び受領日を記入する。
- 3 学校担当者は、受領確認書をセンターへ送付する。

令和〇〇年度 都立〇〇〇高等学校外〇〇校建築物定期点検業務委託
実施一覧

株式会社〇〇〇〇

番号	学校名	棟名	延床 (㎡)	階数 (階)	竣工年	点検日
1						〇月×日(〇)
2						
3						
4						
5						
6						

学校別設備一覧

学校名	番号	点検項目(設備)	数量
都立〇〇高等学校	①	換気設備	
	②	排煙設備	
	③	非常用の照明装置	
	④	給水設備及び排水設備	
	⑤	防火扉	
	⑥	防火シャッター	
	⑦	耐火クロススクリーン	
	⑧	ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備	
	⑨	①から⑧以外の項目	

不良箇所一覽

点検日時	令和 年 月 日（ ） : ~ :
学校名	都立 学校
点検内容	
点検作業者名	

[illegible]

写真帳

部位	番号	点検項目	点検結果	
			☐ 支障有	☐ その他
		特記事項		

部位	番号	点検項目	点検結果	
			☐ 支障有	☐ その他
		特記事項		

- (注意)
- 1 この書類は、点検の結果「支障有」とされた項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「支障無」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「支障有」の項目が無い場合は、この書類は省略しても構いません。
 - 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 3 「部位」欄の番号、「点検項目」は、それぞれ点検記録様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
 - 4 「点検結果」欄は、点検の結果、支障有であった場合は「支障有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - 5 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点 検 結 果 図

番号	点検項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(4)	塀
(5)から(6)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(16)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面
(2)から(5)	屋上周り(屋上面を除く。)
(6)	屋根
(7)から(8)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)
4	建築物の内部
(1)	防火区画
(2)から(8)	壁の室内に面する部分
(9)から(12)	床
(13)から(14)	天井
(15)から(18)	防火設備又は戸(常閉防火設備等)
(19)から(20)	照明器具、懸垂物等
(21)	警報設備
(22)から(23)	居室の採光及び換気
(24)から(25)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	廊下
(2)	出入口
(3)から(5)	避難上有効なバルコニー
(6)から(11)	階段
(12)から(13)	排煙設備等
(14)から(16)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の点検項目
	建築設備
	防火設備

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

調査結果図

[illegible]

点検項目、方法及び判定基準(建築設備・換気設備)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。適切な改変行為等
B:不適切な施設利用
C:損傷劣化の状況等

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

(イ)点検項目		(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
室1へ換気設備を設けなければならない第3調理室等を除く。換気設備が設けられた居	(1)	機械換気設備	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第129条の2の6第2項第3号の規定に適合しないこと。	AB
	(2)	機械換気設備	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C ○
	(3)	中央管理方式の空気調和設備を含む。	各室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	著しく局所的な空気の流れが生じていること。	A
	(4)	中央管理方式の空気調和設備を含む。	各室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C ○
	(5)	中央管理方式の空気調和設備を含む。	風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	C ○
	(6)	中央管理方式の空気調和設備を含む。	風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第129条の2の6第2項第5号の規定に適合しないこと。	A
	(7)	中央管理方式の空気調和設備を含む。	給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C ○
	(8)	中央管理方式の空気調和設備を含む。	換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	AB
1法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を除く。)	(9)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する(風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。) $V = 3600 \nu A C$ この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位:1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位:1秒につきメートル) A 給気口断面積(単位:平方メートル) C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比(還気風量が混合されている場合は、換気比率を乗じて算出する数値) $C = \frac{V_2}{V_1}$ この式において、V_1及びV_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V_1 空気調和設備の送風空気量(単位:1時間につき立方メートル) V_2 空気調和設備への取り入れ外気量(単位:1時間につき立方メートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第20条の2第1号ロの規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。	AB
	(10)	中央管理方式の空気調和設備	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	C ○
	(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C ○
	(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。	C ○
	(13)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。	C ○
	(14)	中央管理方式の空気調和設備	空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1832号第4号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。	A
	(15)	中央管理方式の空気調和設備	冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第129条の2の7第2号の規定に適合しないこと。	A
	(16)	中央管理方式の空気調和設備	各室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(4)項の規定に適合しないこと。	AB
	(17)	中央管理方式の空気調和設備	各室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(5)項の規定に適合しないこと。	AB
	(18)	中央管理方式の空気調和設備	各室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(1)項の規定に適合しないこと。	AB
	(19)	中央管理方式の空気調和設備	各室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(2)項の規定に適合しないこと。	AB
	(20)	中央管理方式の空気調和設備	各室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(3)項の規定に適合しないこと。	AB
	(21)	中央管理方式の空気調和設備	各室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第129条の2の6第3項の表(6)項の規定に適合しないこと。	AB

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
2 換気設備を設けるべき調理室等	(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。	A	
	(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第1号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。	A	
	(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第20条の3第2項第1号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。	A	
	(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。	C	○
	(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。	C	○
	(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との隔離距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第3号又は第2項の規定に適合しないこと。	A	
	(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和45年建設省告示第1826号第4第2号又は第3号の規定に適合しないこと。	A	
	(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上りの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第115条第1項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。	A	
	(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する	昭和45年建設省告示第1826号第4第4号の規定に適合しないこと。	A	
	(11)		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。	AB	
	(12)		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(13)		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 $V = 3600 \nu A$ この式において、V、 ν 及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量(単位 1時間につき立方メートル) ν 平均風速(単位 1秒につきメートル) A 開口断面積(単位 平方メートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第20条の3第2項第1号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。	AB	
3 設け第2 れた8 た居第2 等項 又は第3 項に基 づき換 気設備 が	(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第112条第16項の規定に適合しないこと。	A	
	(2)		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。	C	○
	(3)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	C	○
	(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	C	○
	(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。	A	
	(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	C	○
	(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。	AB	
	(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に適合しないこと、熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第2第2号ロ(2)の規定に適合しないこと。	A	
	(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。	C	○

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準	分類	点検		
1 令 第 1 2 3 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第 1 2 9 条 の 1 3 の 3 第 1 3 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー 、 令 第 1 2 6 条 の 2 第 1 項 に	(18)	排 煙 口	機 械 排 煙 設 備 の 排 煙 口 の 性 能	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位 平方メートル) V _m 平均風速(単位 1秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第126条の3第1項第9号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	AB			
	(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	C	○		
	(20)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。	C	○		
	(21)	排 煙 風 道	機 械 排 煙 設 備 の 排 煙 風 道 (隠 蔽 部 分 及 び 埋 設 部 分 を 除 く 。))	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	C	○	
	(22)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	C	○	
	(23)			排煙風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A		
	(24)			防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	C	○	
	(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第7号で準用する令第115条第1項第3号イ(2)の規定に適合しないこと(ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。)	C	○	
	(26)			防 火 ダ ン パ ー	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	C	○
	(27)				防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	C	○
	(28)				防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。	C	○
	(29)				防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが45センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。	A	
	(30)	防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。		適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	C	○		
	(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。	A			

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
1 規 定 す る 居 室 等 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第 1 2 9 条 の 1 3 の 3 第 1 3 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー 、 令 第 1 2 6 条 の 2 第 1 項 に	(32)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1437号第1号ロ又はハ及び第2号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。	C	○
	(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(35)		手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。	C	○
	(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第5号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	B	
	(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 60AV_m$ この式において、Q、A及びV _m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位1分につき立方メートル) A 排煙口面積(単位平方メートル) V _m 平均風速(単位1秒につきメートル) ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項又は第129条の2の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	AB	
	(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	C	○
	(39)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙口が連動して開放しないこと。	C	○
	(40)	分特殊及び埋構造部の分排を煙除く備の給気風道(隠蔽部)	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	C	○
	(41)		給気風道の材質	目視により確認する。	令第126条の3第1項第2号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(42)		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	C	○
	(43)		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第126条の3第1項第7号の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	C	○
	(44)	風煙特殊設備の備な外の構造給気の送排	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(45)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	C	○

	(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検		
1 令 第 1 2 3 条 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室、 令 第 1 2 3 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 居 室 等	(46)	特殊な構造の排煙設備	排煙口の開放と運動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	C	○	
	(47)		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	C	○	
	(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	C	○	
	(49)		給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 Q=60AVm この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 給気風量(単位1分につき立法メートル) A 吸込口面積(単位平方メートル) Vm 平均風速(単位1秒につきメートル)	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	AB		
	(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	C	○	
	(51)	の特殊な送風機構造の排吸煙込設備	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	A		
(52)	吸込口の周囲の状況		目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	C	○		
(53)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況		目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。	AB			
2 令 第 1 2 3 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室、 令 第 1 2 3 条 の 1 3 の 3 第 1 3 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー	(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	運動して作動しないこと。	C	○	
	(2)		給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	C	○	
	(3)	加圧防排煙設備	設排煙風道を除く(隠蔽部分及び埋	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	C	○
	(4)		排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	C	○	
	(5)		排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A		
	(6)		給気口の外觀	給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	C	○
	(7)			給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(8)			給気口の手動開放装置の設置の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。	C	○
	(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(2)イの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(10)		性能給気口の埋設給気風道を(隠蔽部分及び	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と運動して給気口が開放していないこと。	C	○
	(11)	給気口の開放の状況		目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	C	○	
	(12)	給気風道の劣化及び損傷の状況		目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	C	○	
	(13)	給気風道の取付けの状況		目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。	C	○	
	(14)		給気風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A		

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
2 令 第 1 2 3 条 第 3 項 第 2 号 に 規 定 す る 階 段 室 又 は 付 室 、 令 第 1 2 9 条 の 1 3 の 3 第 1 3 項 に 規 定 す る 昇 降 路 又 は 乗 降 ロ ビ ー	(15)	加 圧 防 排 煙 設 備 の 給 外 気 観 送 風 機 給 気 送 風 機 の 性 能	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(16)		給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	C	○
	(17)		給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	C	○
	(18)		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。	C	○
	(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。	C	○
	(20)	給 気 送 風 機 の 吸 込 口	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	C	○
	(21)		吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	A	
	(22)		吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	C	○
	(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。	A	
	(24)		能遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40センチメートル開放し、同一断面内から9箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	A	
	(25)	空 気 逃 し 口 の 外 観	空気逃し口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(26)		空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	C	○
	(27)		空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(28)	性し空能口気の逃	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。	C	○
	(29)	圧 力 調 整 装 置 の 外 観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成28年国土交通省告示第696号第5号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(30)		圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	C	○
	(31)		圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(32)	能装圧置力の調性整	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。	C	○

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
3 に 令 規 定 す る 居 室 の 第 1 項	(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。	C	○
	(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。	C	○
	(3)		煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。	C	○
	(4)		可動防煙壁の材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。	A	
	(5)		可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	C	○
	(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	C	○
4 予 備 電 源	(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況	目視により確認する。	電気配線及び換気風道等の防火区画貫通措置に欠損又は脱落があること。	C	○
	(2)		発電機の発電容量	設計図書等により確認するとともに、防災設備の容量を確認する。	防災設備の出力容量に比して予備電源の発電容量が小さく、30分以上運転できないこと。	A	
	(3)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	C	○
	(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。	C	○
	(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。	C	○
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	C	○
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管類の接続部等に漏洩等があること。	C	○
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	C	○
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	C	○
	(11)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	C	○
	(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条の規定値を下回っていること。	AB	
	(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。	C	○
	(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。	C	○
	(15)		運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。	C	○
	(16)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	C	○
	(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。	C	○

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
4 予 備 電 源	(18)	直 結 エ ン ジ ン の 外 観	直結エンジンの設置 の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボ ルト等に著しい腐食があること又は換 気が十分でないこと。	C	○
	(19)		燃料油、潤滑油及び 冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量 が足りず30分間以上運転できないこと 又は潤滑油が機器に表示された適正 な範囲内でないこと。	C	○
	(20)		セル始動用蓄電池及 び電気ケーブルの接 続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧 計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解 液量が機器に表示された適正量より少 ないこと又は電気ケーブルとの接続部 に緩み、液漏れ等があること。	C	○
	(21)		計器類及びランプ類 の指示及び点灯の状 況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指 示不良若しくは損傷があること又は運 転表示ランプ類が点灯しないこと。	C	○
	(22)		給気部及び排気管の 取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。	C	○
	(23)		Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又 はたわみが大きいこと。	C	○
	(24)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食が あること。	C	○
	(25)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基 準を定める省令第58条の規定値を下 回っていること。	AB	
	(26)	のン直 性ジ結 能ンエ	始動及び停止の状況	目視により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと 又は排煙口の開放と連動して直結エン ジンが作動しないこと。	C	○

点検項目、方法及び判定基準(建築設備・非常用の照明装置)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

不行為等
B:不適切な施設利用
C:損傷劣化の状況等

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準	分類	点検
1 照 明 器 具	(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第1第1号の規定に適合しないこと。	C	○
			照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。	AB	
別 の 置 形 蓄 電 池 及 び 自 家 用 発 電 装	(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3第2号の規定に適合しないこと。	C	○
	(2)	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第4の規定に適合しないこと。	AB	
	(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。	AB	
	(4)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第112条第15項又は第129条の2の5第1項第7号の規定に適合しないこと。	C	○
3 発 電 源 装 置 別 置 形 の 蓄 電 池 及 び 自 家 用	(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。	C	○
	(2)		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。	AB	
	(3)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。	AB	
	(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視により確認する。	昭和45建設省告示第1830号第2第3号の規定に適合しないこと。	AB	
	(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。	C	○
	(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。	C	○
4 の 電 池 蓄 電 池 内 蔵 形	(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。	C	○
	(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。	AB	
5 電 源 別 置 形 の 蓄 電 池	(1)	蓄電池	況蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は令第129条の2の5第1項第7号の規定に適合しないこと。	C	○
	(2)		蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏40度を超えていること。	C	○
	(3)		蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。	C	○
	(4)	の蓄性電池	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。	AB	
	(5)		電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。	AB	
	(6)		電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏45度を超えていること。	AB	
	(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は令第129条の2の5第1項第7号の規定に適合しないこと。	C	○
	(8)		キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	C	○

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準	分類	点検
6 自家用発電装置	(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第112条第15項若しくは第16項又は令第129条の2の5第1項第7号の規定に適合しないこと。	C	○
	(2)		発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。	A	
	(3)		発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	C	○
	(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	C	○
	(5)	自家用発電装置	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9メガパスカル、低圧側で0.7から1.0メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。	C	○
	(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。	C	○
	(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。	C	○
	(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	C	○
	(9)		自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
	(10)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏40度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	C	○
	(11)		接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。	C	○
	(12)		絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。	AB	
	(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。	C	○
	(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。	C	○
	(15)		音、振動等の状況	聴診、触診又は目視により確認する。	異常な音、異常な振動等があること。	C	○
	(16)		排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	C	○
	(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転時に異常な音、異常な振動等があること。	C	○

点検項目、方法及び判定基準(建築設備・給水設備及び排水設備)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。
変行為等
B:不適切な施設利用
C:損傷劣化の状況等

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
1 飲料用の配管設備及び排水設備	(1)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第1号の規定に適合しないこと。	AB	
	(2)		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。	C	○
	(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第2号の規定に適合しないこと。	AB	
	(4)		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第3号の規定に適合しないこと。	AB	
	(5)		保温措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第1項第5号又は第2項第4号の規定に適合しないこと。	AB	
	(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第1項第2号又は第7号の規定に適合しないこと。	A	
	(7)		配管の支持金物	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第1号又は第4号の規定に適合しないこと。	AB	
	(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第1号又は第2号の規定に適合しないこと。	AB	
	(9)		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号ロの規定に適合しないこと。	AB	
	(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号イの規定に適合しないこと。	AB	
	(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第4第4号の規定に適合しないこと。	AB	
2 飲料水の配管設備	(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第2号イ又はロの規定に適合しないこと。	AB	
	(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第1号又は第2号の規定に適合しないこと。	AB	
	(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第5号の規定に適合しないこと。	C	○
	(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第129条の2の5第1項第4号の規定に適合しないこと。	AB	
	(5)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	C	○
	(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。	AB	
	(7)		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。	C	○
	(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。	C	○
	(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成12年建設省告示第1388号第2若しくは第5の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。	C	○
	(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	C	○

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
3 排水設備	(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ロの規定に適合しないこと。	A	
			排水槽の通気の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号ホの規定に適合しないこと。	AB	
			排水漏れの状態	目視により確認する。	漏れがあること。	C	○
			排水ポンプの設置の状態	目視により確認する。	取付が堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
			排水ポンプの運転の状態	水圧計により測定するとともに、作動の状態を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。	C	○
			地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状態	作動の状態を確認する。	昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第4号の規定に適合しないこと。	AB	
	(7)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第129条の2の5第2項第1号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ハの規定に適合しないこと。	A	
			雑用水給水栓の表示の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ニの規定に適合しないこと。	C	○
			配管の標識等	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第6号ロの規定に適合しないこと。	AB	
			雑用水タンク、ポンプ等の設置の状態	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	C	○
			消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。	C	○
	(12)	その他	衛生器具の取付けの状態	目視により確認する。	令第129条の2の5第2項第2号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	C	○
	(13)	ラ排水ブト	排水トラップの取付けの状態	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。	AB	
	(14)	器阻集	阻集器の構造、機能及び設置の状態	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第4号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。	AB	
	(15)	排水管	公共下水道等への接続の状態	目視により確認する。	令第129条の2の5第3項第3号の規定に適合しないこと。	A	
	(16)		雨水排水立て管の接続の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ハの規定に適合しないこと。	A	
	(17)		排水の状態	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	C	○
	(18)		掃除口の取付けの状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号イの規定に適合しないこと。	A	
	(19)		雨水系統との接続の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第3号イの規定に適合しないこと。	A	
	(20)		間接排水の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第1号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。	C	○
	(21)	通気管	通気開口部の状態	目視により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第5号ハの規定に適合しないこと。	AB	
	(22)		通気管の状態	目視又は嗅診により確認する。	昭和50年建設省告示第1597号第2第2号イ又は第5号の規定に適合しないこと又は損傷があること。	C	○

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(換気設備)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目			点検結果等				特記事項
				有 無	点 検 実 施 日	支 障 の 有 無		
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)							
(1)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況					
(2)			各室の給気口及び排気口の取付けの状況					
(3)			風道の取付けの状況					
(4)			給気機又は排気機の設置の状況					
(5)	機械換気設備	機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能	給気機又は排気機の作動の状況					
(6)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(7)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況					
(8)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況					
(9)			空気調和設備の運転の状況					
2	換気設備を設けるべき調理室等							
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(2)			給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(3)			排気筒及び煙突の断熱の状況					
(4)			給気機又は排気機の設置の状況					
(5)	機械換気設備	機械換気設備	給気機又は排気機の作動の状況					
(6)								
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等							
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパー等	防火ダンパーの取付けの状況					
(2)			防火ダンパーの作動の状況					
(3)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(4)			防火ダンパーの温度ヒューズ					
(5)	連動型防火ダンパー等	連動型防火ダンパー等	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					
(6)								
4	上記以外の点検項目							
特記事項								
番号	点検項目		支障の具体的内容	改善策の具体的内容等			改善(予定)年月	

- 1
- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 2
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 4
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 5
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 6
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(排煙設備)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)		氏 名		連 絡 先	

番号	点 検 項 目	有 無	点検結果等				
			点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項		
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	排煙機					排煙機の設置の状況	
(2)						排煙機の外観	排煙風道との接続の状況
(3)						煙排出口の周囲の状況	
(4)						排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況
(5)							作動の状況
(6)							電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況
(7)							中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況
(8)	排煙口					排煙口の周囲の状況	
(9)						排煙口の取付けの状況	
(10)						手動解放装置の設置の状況	
(11)						機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況
(12)							排煙口の開放の状況
(13)							中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況
(14)							煙感知器による作動の状況
(15)	排煙風道					排煙風道の劣化及び損傷の状況	
(16)						機械排煙設備の排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の取付けの状況
(17)						防煙壁の貫通措置の状況	
(18)						排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	
(19)						防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況
(20)							防火ダンパーの作動の状況
(21)							防火ダンパーの劣化及び損傷の状況
(22)	防火ダンパーの温度ヒューズ						
(23)	特殊な構造の排煙設備					排煙口及び給気口の周囲の状況	
(24)						特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の取付けの状況
(25)							手動解放装置の設置の状況
(26)							特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能
(27)						煙感知器による作動の状況	
(28)						特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況
(29)							給気風道の取付けの状況
(30)							防煙壁の貫通措置の状況
(31)						特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況
(32)							給気風道との接続の状況
(33)						特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況
(34)							作動の状況
(35)	電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況						

番号	点 検 項 目		有 無	点検結果等		
				点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項
(36)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(37)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況			
2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー						
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況			
(2)			給気口の周囲の状況			
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(4)			排煙風道の取付けの状況			
(5)		給気口の外観	給気口の周囲の状況			
(6)			給気口の取付けの状況			
(7)			給気口の手動解放装置の設置の状況			
(8)		給気口の性能	給気口の手動解放装置による開放の状況			
(9)			給気口の開放の状況			
(10)		給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(11)			給気風道の取付けの状況			
(12)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況			
(13)			給気風道との接続の状況			
(14)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況			
(15)			給気送風機の作動の状況			
(16)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況			
(17)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(18)		給気送風機の吸込口	吸込口の周囲の状況			
(19)		空気逃し口の外観	空気逃し口の周囲の状況			
(20)			空気逃し口の取付けの状況			
(21)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況			
(22)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の周囲の状況			
(23)	圧力調整装置の取付けの状況					
(24)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
3 令第126条の2第1項に規定する居室等						
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(2)		手動降下装置による連動の状況				
(3)		煙感知器による連動の状況				
(4)		可動防煙壁の防煙区画				
(5)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				

番号	点 検 項 目	有 無	点検結果等		
			点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項
4 予備電源					
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画貫通措置の状況			
(2)		発電機及び原動機の状況			
(3)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(4)		始動用の空気槽の圧力			
(5)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(6)		燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(7)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(8)		自家用発電装置の取付けの状況			
(9)		自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)			
(10)		接地線の接続の状況			
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(12)		始動の状況			
(13)		運転の状況			
(14)		排気の状況			
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
(16)	直結エンジン	直結エンジンの設置の状況			
(17)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(18)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(19)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(20)		給気部及び排気管の取付けの状況			
(21)		Vベルト			
(22)		接地線の接続の状況			
(23)		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況		
5 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	支障の具体的内容	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(非常用の照明装置)

点検記録責任者	所 属 (会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目		有 無	点検結果等			特記事項
				点 検 実 施 日	支 障 の 有 無		
1	照明器具						
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等					
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況					
(2)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(2)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況					
4	電池内蔵形の蓄電池						
(1)	充電ランプ	充電ランプの点灯の状況					
5	電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			蓄電池室の換気の状況				
(3)			蓄電池の設置の状況				
(4)	充電器	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(5)			キュービクルの取付けの状況				

番号	点 検 項 目			有 無	点検結果等			特記事項
					点 検 実 施 日	支 障 の 有 無		
6	自家用発電装置							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況					
(2)			発電機及び原動機の状況					
(3)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(4)			始動用の空気槽の圧力					
(5)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(6)			燃料及び冷却水の漏洩の状況					
(7)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(8)			自家用発電装置の取付けの状況					
(9)			自家用発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)					
(10)			接地線の接続の状況					
(11)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況						
(12)		始動の状況						
(13)		音、振動等の状況						
(14)		排気の状況						
(15)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況						
7	上記以外の点検項目							
特記事項								
番号	点検項目		支障の具体的内容		改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

- 1 この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 4 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 5 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 6 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(給水設備及び排水設備)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目	有 無	点検結果等			特記事項
			点 検 実 施 日	支 障 の 有 無		
1	飲料用の配管設備及び排水設備					
(1)	飲料用配管及び排水配管(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の腐食及び漏水の状況				
2	飲料水の配管設備					
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(2)		給水ポンプの運転の状況				
(3)		給水タンク等の内部の状況				
(4)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況				
(5)		ガス湯沸器の取付けの状況				
(6)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
3	排水設備					
(1)	排水槽	排水漏れの状況				
(2)		排水ポンプの設置の状況				
(3)		排水ポンプの運転の状況				
(4)	排水再利用配管設備(中水道を含む。)	雑用水給水栓の表示の状況				
(5)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(6)		消毒装置				
(7)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(8)		排水管	排水の状況			
(9)			間接排水の状況			
(10)		通気管	通気管の状況			
4	上記以外の点検項目					
特記事項						
番号	点検項目	支障の具体的内容	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		

- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

点検項目、方法及び判定基準(防火設備・防火扉)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

変行為等

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

C:損傷劣化の状況等

	(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検
	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。	C ○
(1)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	C ○
(2)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C ○
(3)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること。	C ○
(4)						
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	A
(6)			感知の状況	(16)の項又は(17)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	C ○
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	C ○
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	C ○
(9)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	C ○
(10)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	C ○
(11)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	C ○
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C ○
(13)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C ○
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	C ○
(15)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。	C ○
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((17)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	C ○	
(17)		防火区画(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	A	

点検項目、方法及び判定基準(防火設備・防火シャッター)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

変行為等
C:損傷劣化の状況等

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検	
	(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。	C	○
	(2)		駆動装置(2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)の項	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	C	○
	(3)		スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。	C	○	
	(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。	C	○	
	(5)		ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	C	○	
	(6)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。	C	○	
	(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	C	○	
	(8)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	C	○	
	(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	C	○	
	(10)	危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	C	○	
	(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C	○	
	(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C	○	
	(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。	C	○	
	(14)		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。	C	○	
	(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	A	
	(16)		感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	C	○	
	(17)	温度ヒューズ	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	C	○	
	(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	C	○	

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検	
	(19)	連動機構	連動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	C	○
	(20)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	C	○	
	(21)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	C	○	
	(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C	○
	(23)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C	○
	(24)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	C	○	
	(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	C	○	
	(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	C	○	
	(27)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	A		

点検項目、方法及び判定基準(防火設備・耐火クロススクリーン)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

変行為等

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

C:損傷劣化の状況等

		(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検	
	(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。	C	○
	(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。	C	○
	(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C	○
	(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。	C	○
	(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。	C	○
	(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。	C	○
	(7)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。	C	○
	(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C	○
	(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C	○
	(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。	C	○
	(11)				作動の状況	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してから停止距離が5センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。	C
		ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10ジュールを超えること又は閉鎖力が150ニュートンを超えること。		C	○		
	(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。 熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	A	
	(13)			感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	C	○
	(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	C	○
	(15)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	C	○
	(16)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	C	○

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準	分類	点検	
	(17)	連動機構	連動制御器	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	C	○
	(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C	○
	(19)		連動機構用予備電源	容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C	○
	(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	C	○
	(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	C	○
	(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	C	○	
	(23)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。	A		

点検項目、方法及び判定基準(防火設備・ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

変行為等
C:損傷劣化の状況等

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

	(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	(ニ)判定基準	分類	点検	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。	C ○	
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	C ○	
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C ○	
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができ る場合にあっては、放水し、排水 の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することがで きない場合にあっては、放水せ ず、排水口のつまり等を目視に より確認する。	排水が正常に行われていないこと。	C ○	
(5)	加圧送水装置	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。	C ○	
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C ○	
(7)			ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。	C ○	
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	C ○	
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	C ○	
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。	C ○	
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	C ○	
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C ○	
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C ○	
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。	C ○	
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。	A	
(16)			感知の状況	(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	C ○	
(17)			制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	C ○
(18)				結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	C ○
(19)				接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	C ○

		(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準	分類	点検	
	(20)	連動機構	制御器	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	C	○
	(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	C	○
	(22)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	C	○
	(23)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	C	○
	(24)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	C	○
	(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等((26)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。	C	○	
	(26)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、25の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	A		

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(防火扉)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目			有 無	点検結果等		
					点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(8)			結線接続の状況				
(9)			接地の状況				
(10)			予備電源への切り替えの状況				
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(12)			容量の状況				
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(14)			再ロック防止機構の作動の状況				
(15)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
	上記以外の点検項目						
特記事項							
番号	点検項目		支障の具体的内容	改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 各階平面図を「点検結果図」に添付し、防火扉の設置されている箇所及び支障のあった箇所を明記してください。
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(防火シャッター)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目		有 無	点検結果等			特記事項
				点 検 実 施 日	支 障 の 有 無		
(1)	防火 シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況				
(3)			スプロケットの設置の状況				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況				
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
(16)		温度ヒューズ	設置の状況				
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(18)			結線接続の状況				
(19)			接地の状況				
(20)			予備電源への切り替えの状況				
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(22)			容量の状況				
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(25)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況				
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		支障の具体的内容	改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

- 1
- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 2
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 4
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 5
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 6
- 各階平面図を「点検結果図」に添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び支障のあった箇所を明記してください。
- 7
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(耐火クロススクリーン)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目			有 無	点検結果等		
					点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項
(1)	耐火クロス スクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況				
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況				
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(11)			作動の状況				
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況				
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(14)			結線接続の状況				
(15)			接地の状況				
(16)			予備電源への切り替えの状況				
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(18)			容量の状況				
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(21)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況					
上記以外の点検項目							
特記事項							
番号	点検項目		支障の具体的内容	改善策の具体的内容等		改善(予定)年月	

- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 各階平面図を「点検結果図」に添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び支障のあった箇所を明記してください。
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

点検記録(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先

番号	点 検 項 目	有 無	点検結果等			特記事項
			点 検 実 施 日	支 障 の 有 無		
(1)	ドレン チャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに 水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ 等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感 知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を 含む。)	感知の状況			
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(17)			結線接続の状況			
(18)			接地の状況			
(19)			予備電源への切り替えの状況			
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(21)			容量の状況			
(22)		自動作動装置	設置の状況			
(23)		手動作動装置	設置の状況			
(24)		総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			
上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点検項目	支障の具体的内容	改善策の具体的内容等	改善(予 定)年月		

- 1この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 2記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 3「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 4「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 5「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 6各階平面図を「点検結果図」に添付し、ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び支障のあった箇所を明記してください。
- 7支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

点検項目、方法及び判定基準(建築物の敷地及び構造)

凡例 A:不適切な改変行為等

令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。

(*)：調査等が必要な項目
●：定期点検対象外

「点検」欄に○が記入された項目を点検する。

		(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	分類	点検
敷地及び地盤	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。	C ○
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。	C ○
	(3)	令第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という。)	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。	A
	(4)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。	A
	(5)		敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。	B
	(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと。	A(*) ○
	(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。	C ○
	(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。	C ○
	(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。	C ○
建築物の外部	(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。	C ○
	(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。	C ○
	(3)	土台(木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。	C ○
	(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	C ○
	(5)	外壁	躯体等	設計図書等により確認する。	法第23条、法第25条又は法第61条の規定に適合しないこと。	A
	(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	C ○
	(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	C ○
	(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	C ○
	(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	C ○
	(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	C ○

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検	
2 建築物の外部	(11)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等(無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。)により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等(落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。)により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する(3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。)	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	C	○
	(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。	C	○
	(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	C	○
	(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	C	○
	(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	C	○
	(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和46年建設省告示第109号第3第四号の規定に適合していないこと。	A	
	(17)		室た外外広壁機告に等板緊結空さ調れ	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。	C	○
	(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	C	○
3 屋上及び屋根	(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	C	○
	(2)	屋上回り(屋上面を除く。)		バラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	C	○
	(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	C	○
	(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	C	○
	(5)			排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	C	○

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検	
3	(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第62条の規定に適合しないこと又は法第22条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。	A		
			屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	C	○	
		機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	C	○	
			支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	C	○	
4	(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第11項から第13項までの規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模様替え等(以下「修繕等」という。)が行われていない場合を除く。	A		
			令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項まで(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。)の規定に適合しないこと。	A		
			令第112条第18項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第18項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A		
			防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第112条第16項又は第17項の規定に適合しないこと。	A	
				令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第112条第16項に規定する外壁等、同条第17項に規定する防火設備に損傷があること。	C	○
		壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	C	○
				組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	C	○
				補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	C	○
				鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	C	○
		(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	C	○

		(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検	
4	(11)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第18項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第7項又は第10項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第11項から第13項までを除く。)の規定による防火区画令第107条の2の規定に適合しないこと。	A	
				部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	C	○
				鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	C	○
				給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4の規定に適合しないこと。	A	
				切定令第114条に規定する境界、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第114条の規定に適合しないこと。	A	
	(16)	令第128条の5(令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。	室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の5(令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。	A		

			(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	分類	点検			
4	建築物の内部	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。	C	○		
				鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	C	○		
				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	C	○		
		(20)	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の(一)から(三)までのいずれかに該当すること。 (一)令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第18項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二)令第112条第7項又は第10項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第5項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。 (三)令第112条第11項から第13項まで又は第16項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第11項から第13項までを除く。)の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。	A			
		(21)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	C	○		
		(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと。	A			
		(23)	天井	天井第1室2室内に条面の5各項に規定する建築物の	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の5(令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。	A		
					(24)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。	C	○
					(25)	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。	C

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検	
4	建築物の内部	(26) 防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下同じ。)又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。	A	
		(27)	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。	A	
		(28)	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロに規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸(以下「常閉防火扉等」という。)にあっては、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロの規定に適合しないこと。	A	
	(29)	防火扉又は戸の開放方向	目視により確認する。	令第123条第1項第六号、第2項第二号又は第3項第十号(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第3項第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第1項第六号、第2項第二号及び第3項第十号を除く。)の規定に適合しないこと。	A		
	(30)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第112条第19項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備に限る。)に支障があること。	C	○	
	(31)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。	C	○	
	(32)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。	C	○	
	(33)	常閉防火扉等の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。	C	○	
	(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。	C	○
	(35)	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。	C	○	
	(36)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づく点検(以下「消防法に基づく点検」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。	A	

		(い)調査項目	(ろ)調査方法	(は)判定基準	分類	点検
4	建築物の内部	(37) 警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	C	○
		(38) 居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	A	
		(39)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	B	
		(40) 居室の採光及び換気	換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	A	
		(41)	換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	A	
		(42)	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査(以下「定期検査」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	C	○
		(43)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	BC	○
		(44) 石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	A	
		(45)	吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	C	○
		(46)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	A	
		(47)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	C	○

			(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検
5 避難施設等	(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第120条又は第121条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第120条を除く。)の規定に適合しないこと。	A	
	(2)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	幅が令第119条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(3)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。	C	○
	(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第118条、第124条、第125条又は第125条の2(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項第二号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項を除く。)の規定に適合しないこと。	A	
	(5)		物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。	C	○
	(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。	令第126条の規定に適合しないこと。	A	
	(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第121条の規定に適合しないこと。	A	
	(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。	C	○
	(9)		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。	C	○
	(10)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。	C	○
	(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	A	

			(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検	
5 避難施設等	(12)	階段	階段	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第23条、第24条又は第124条(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項第二号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項を除く。)の規定に適合しないこと。	A	
	(13)			手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第25条の規定に適合しないこと。	A	
	(14)			物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。	C	○
	(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。	C	○
	(16)	れ屋 た内 避に 難設 階け 段ら		階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第123条第1項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。)の規定に適合しないこと。	A	
	(17)	階屋 段外 に設 けら れた 避難		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第123条第2項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第2項第二号を除く。)の規定に適合しないこと。	A	
	(18)			開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。	C	○
	(19)	特別 避難 階段		令第123条第3項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という。)又は付室(以下単に「付室」という。)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第123条第3項(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)及び第十二号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。)の規定に適合しないこと。	A	
	(20)			階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。	A	
	(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	C	○
	(22)			付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かつて開くことが出来る窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	BC	○
	(23)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	C	○

				(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検
5 避難施設等	(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A	
	(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	C	○
	(26)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁の作動しないこと。		●
	(27)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	A		
	(28)		排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。		●	
	(29)		排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	C	○	
	(30)	その他の設備等	入非常用等の進	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと。	A	
	(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。	C	○
	(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー(以下単に「乗降ロビー」という。)の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。	A	
	(33)			昇降路又は乗降ロビー(以下「乗降ロビー等」という。)の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。	A	
	(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。		●

		(い) 調査項目			(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	分類	点検	
5 避難施設等	(35)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	BC	○	
	(36)			物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。	B		
	(37)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。	●		
	(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第126条の4の規定に適合しないこと。	A			
	(39)		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。	●			
	(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	C	○		
6 その他	(1)	特殊な構造等	部膜材構造建築物の膜体、取付	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	C	○	
	(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力及びケーブル張力が低下していること。	C	○	
	(3)			層免震構造建築物の免震	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)	目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	C	○
	(4)				上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。	C	○
	(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。	C	○	
	(6)	煙突	る建築物に設け	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	C	○	
	(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	C	○	
	(8)			掲1令1第3号条に第	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。	C	○
	(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。	C	○	

点検記録(建築物の敷地及び構造)

点検記録責任者	所 属(会 社 名)	氏 名	連 絡 先
	令和7年7月1日施行の告示改正に伴う様式は現在調整中のため、改正後様式は契約締結後、委託者から提供する。		

番号	点 検 項 目		有 無	点検結果等			
				点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項	
1 敷地及び地盤							
(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地		敷地内の排水の状況				
(3)	塀		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(4)			組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(5)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況				
(6)			擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2 建築物の外部							
(1)	基礎		基礎の沈下等の状況				
(2)			基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台(木造に限る。)		土台の沈下等の状況				
(4)			土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(6)				組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)				補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)				鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(11)				乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(12)				金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況			
(13)				コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況			
(14)			窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況			
(15)			外壁に緊結された広告板、	機器本体の劣化及び損傷の状況			
(16)			空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況			
3 屋上及び屋根							
(1)		屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況			
(2)	屋上周り(屋上面を除く。)		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)			排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況				
(7)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(8)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				

番号	点 検 項 目			有 無	点検結果等		
					点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項
4	建築物の内部						
(1)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(2)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(3)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(4)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(5)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(6)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況			
(8)				鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(9)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(12)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況				
(13)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上の劣化及び損傷の状況				
(14)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(15)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下同じ。)又は戸		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(16)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
(17)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
(18)			常閉防火扉等の固定の状況				
(19)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(20)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(21)	警報設備		警報設備の劣化及び損傷の状況				
(22)	居室の採光及び換気		換気設備の作動の状況				
(23)			換気の妨げとなる物品の放置の状況				
(24)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものの劣化の状況				
(25)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				

番号	点 検 項 目		有 無	点検結果等		
				点 検 実 施 日	支 障 の 有 無	特記事項
5 避難施設等						
(1)	廊下		物品の放置の状況			
(2)	出入口		物品の放置の状況			
(3)			手すり等の劣化及び損傷の状況			
(4)	避難上有効なバルコニー		物品の放置の状況			
(5)			避難器具の操作性の確保の状況			
(6)	階段	階段	物品の放置の状況			
(7)			階段各部の劣化及び損傷の状況			
(8)		屋外に設けられた避難階段	開放性の確保の状況			
(9)		特別避難階段	階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の作動の状況			
(10)			付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況			
(11)	物品の放置の状況					
(12)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(13)		排煙設備	排煙口の維持保全の状況			
(14)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の維持保全の状況			
(15)		非常用エレベーター	乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況			
(16)		非常用の照明装置	照明の妨げとなる物品の放置の状況			
6 その他						
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)			
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況			
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
7 上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点検項目		支障の具体的内容	改善策の具体的内容等		改善(予定)年月

- この書類は、建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「点検記録責任者」欄は、当該点検に必要な資格を有する者を記入してください。
- 「有無」欄は、当該施設に該当する点検項目について○印を記入してください。
- 「点検結果等」欄は、該当する点検項目ごとに記入してください。
- 配置図及び各階平面図を「点検結果図」に従い添付し、支障(特記事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- 支障有とされた項目については、当該部分を撮影した写真を「関係写真」に従い添付してください。

点検チェックリスト(学校設置者用)

学校名				点検日			
点検者	氏名:			<点検結果> A : 異常は認められない、または対策済み B : 異常かどうか判断がつかない、わからない C : 異常が認められる			

※学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(平成27年3月改訂版)、(追補版)

点検項目				点検種類	参照頁※	点検方法及び結果			該当場所 (教室名等を記載)
						目視	打診・触診	図面	
I 天井	天井(特 定)	①技術基準への適合	技術基準に則した落下防止対策がとられているか。	耐震性	44				
	(2) 在来／軽鉄下地	①壁際の吊り方	野縁や野縁受けの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	45				
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	45				
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	46				
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	46				
	(3) 在来／木下地	①木下地の配置	吊木等が適当な間隔で配置され、耐力が十分確保されているか。	耐震性	47				
		②下地材(腐朽など)	天井の木下地材の腐朽、割れは見当たらないか。	劣化	47				
		③天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡、天井面の著しい変形は見当たらないか。	劣化	47				
	(4) システム天井	①壁際の吊り方	Tバーの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	48				
		②設備周辺の天井材	照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	48				
		③天井の形状	折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	49				
		④天井材(ずれなど)	天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	49				
	直張り(5)	①ボード類のずれなど	木毛セメント板等のボード類にずれ・ひび割れ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	51				
	直吹(6付)	①吹き付けの劣化	吹き付けに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	51				
	直塗り(7)	①モルタル(剥落など)	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	52				
	(1) 吊り下げ形	①吊り材(緊結)	照明器具の吊り材は支持材に緊結されているか。	耐震性	54				
		②落下防止対策(屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	54				
		③取付け金物(劣化)	ビス等の取付け金物に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	54				

点検項目				点検種類	参照頁※	点検方法及び結果			該当場所 (教室名等を記載)
						目視	打診・触診	図面	
Ⅱ 照明器具	(2) 直付け形	①取付け部(緊結)	照明器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	55				
		②落下防止対策(屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	55				
		③取付け部(劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	55				
	(3) 天井材埋込形	①落下防止対策	落下防止対策がとられているか。	耐震性	56				
		②取付け部(劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	56				
		③周辺の天井材	照明器具周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	56				
Ⅲ 窓・ガラス	FIX窓	①FIX(はめごろし)窓／硬化性パテ	FIX(はめごろし)窓のガラスの固定に硬化性パテを使用していないか。	耐震性	57				
	開閉窓	②開閉窓／引き違い窓	窓に動きにくさ、変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか	劣化	58				
	横連窓	③屋内運動場の横連窓	横連窓を支持する構造体の剛性が確保されているか。	耐震性	59				
Ⅳ 外壁(外装材)	(1) モルタル	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。庇や軒、バルコニー等は劣化していないか。基準に適合しているか。	劣化	追補版8				
	(2) ラス	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみが見当たらないか。	劣化	62				
Ⅳ 外壁(外装材)	(3) タイル	①目地	伸縮調整目地が要所に施工されているか。	耐震性	63				
		②剥落など	タイルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	63				
	(4) ALCパネルなど	①取付け工法	層間変位追従性が高い工法で設置しているか。	耐震性	64				
		②ひび割れなど	ALCパネルや押出成形セメント板などにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつき、錆は見当たらないか。	劣化	65				
	(5) サイディングなど	①ひび割れなど	ボードにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつきは見当たらないか。	劣化	65				
		②取付けビス	取付けビスに浮き等の異常は見当たらないか。	劣化	65				
	(6) ガラスブロック	①工法	古い工法で設置されていないか。	耐震性	66				
		②ずれ・せり出し	ガラスブロック壁に面外へのずれやせり出しは見当たらないか。	劣化	67				
		③欠損など	ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	67				
	(7) コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	68				
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	68				
		③欠損など	コンクリートブロック壁にはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	69				

点検項目				点検種類	参照頁※	点検方法及び結果			該当場所 (教室名等を記載)
						目視	打診・触診	図面	
V 内 壁 (内 装 材)	モルタル (1)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	71				
	ラス (2)	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみは見当たらないか。	劣化	72				
	ボード (3)	①はらみなど	ボードのはらみ、緩み、ずれ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	72				
	ロック (4)コンクリートブ	①仕様	コンクリートブロック壁(間仕切壁)は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	73				
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	73				
		③欠損など	コンクリートブロックのはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	73				
	前部の壁 (5)ステー	①仕上面の状況	ビスや釘の浮き、ボードのはらみやずれ、汚れは見当たらないか。	劣化	73				
		②構造体との緊結	下地材と構造体(鉄骨等)が緊結されているか。	耐震性	73				
VI 設 備 機 器	器・放送機 (1)放送器具	①取付け部(緊結)	放送機器や体育器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	74				
		②取付け金物	取付け金物の緩み、腐食、破損は見当たらないか。	劣化	74				
	機 (2)空調室外	①取付け部(緊結)	空調室外機や給湯設備などは支持材に緊結されているか。	耐震性	75				
		①取付け部(変形など)	取付け部に変形、腐食、破損は見当たらないか。	劣化	75				
テレビ VII	天吊りエアコン ン・エアコレ	①取付け部(緊結)	天吊りのテレビ台及びエアコンが構造体に緊結されているか。	耐震性	76				
VIII E X P J	エキスパンション・ジョイント	①エキスパンション・ジョイントの間隔	エキスパンション・ジョイントの間隔は十分か。	耐震性	77				
		②エキスパンション・ジョイントのカバー材	カバー材が適切な追従性能を有するか。	耐震性	77				
XI ブ ロ ッ ク 塀 等	組 (1)積造	①亀裂など	塀に亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁等の異常は見当たらないか。	劣化	追補版4				
		②技術基準への適合	技術基準に則して設置されているか。	耐震性	追補版4				
	リ (2)補強コンク	①亀裂など	塀に亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁等の異常は見当たらないか。	劣化	追補版5				
		②技術基準への適合	技術基準に則して設置されているか。	耐震性	追補版5				

調査結果一覧表

	番号	学校名	建物名	市区町村	住居表示	構造種別	延べ床(㎡)	階数	竣工年(西暦)	調査対象面積	結果			備考	
											要是正				指摘なし
											危険度Ⅰ	危険度Ⅱ	危険度Ⅲ		
高等学校	1	A校	校舎棟	〇〇区	□□1-2-3	RC	5,000	5	1990						
	1	A校	特別教室棟	〇〇区	□□1-2-3	RC	4,000	4	1995						
	2	B校	体育館	△△市	●●●3-2-1	SRC	3,000	3	2000						
		⋮													

※「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、外壁タイル等に剥落等があること又は白華、ひび割れ、浮き等があると判断される場合に○印を記入してください。

※「要是正」欄に○印を記入する場合、補修の要否及び緊急性等を判断し、危険度欄のいずれかに○印を記入してください。

また、「危険度Ⅲ」欄に○印を記入する場合は、調査結果報告によらず、別途速やかに委託者及び保全監督員へ報告してください。

<危険度判定基準>

危険度Ⅰ：(経過観察レベル)壁面のひびや浮き等が見られるため、経過観察が必要である。今後の劣化の進行状況を踏まえた上で、必要に応じて補修すべきである。

危険度Ⅱ：(計画修繕レベル)劣化の状況が見られるため、1、2年程度の間に補修が必要である。

危険度Ⅲ：(早期修繕レベル)第三者被害の可能性があるため、補修が必要である。